

第5次新座市障がい者基本計画の進捗状況と評価及び評価に対する意見（令和元年度）

資料2

【事業の評価】 A：期待以上 B：期待どおり C：期待どおりでない D：未実施

【今後の方針】 A：拡充：対象の拡大や手段の充実により事業を拡大すること B：継続：現在の事業の枠組みを維持して継続すること※ C：見直し：事業の縮小や統合又は他の施策や新たな施策で対応すること D：廃止：社会情勢の変化等により事業を廃止、又は計画の記載から外すこと ※事業の評価が「C」、「D」であって今後とも計画書に示した目標を継続する場合は「継続」とした。

基本方針 1 共に支える地域づくりの推進

※網掛けの部分が昨年度からの変更点です。

項目	基本方針 1 共に支える地域づくりの推進	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
1-1 ノーマ ライ ゼー シヨ ン の普 及・啓 発 基本 計画 P 27	1-1-① 普及・啓発活動の充実 (重点施策)	B	A	市ホームページに障がい者制度を掲載し、普及・啓発を行っているが、市広報では、制度変更時のみである。ホームページでは、常時掲載しているが、ネット環境にない方のように啓発するかが課題である。 令和元年度は、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」に係る出前講座を実施した。 ・普及・啓発活動の基本は実施者側の理解進展である。そのためには、職員研修の機会を持つことが必要と考える。また、障がい当事者が情報にアクセスしやすい環境づくりを行うことが必要である。
	1-1-② 心のバリアフリー の推進 (重点施策)	B	B	令和元年度は、小学校13校及び中学校2校で支援籍学習を実施し、障がい者に対する心の障壁などを取り除く取組ができた。 また、障がい当事者と話し、共に福祉体験を行うことで、障がい者の状況に寄り添って考える機会となっている。 精神障がいは、身体障がいと違い、伝え方など工夫が必要なため、体験学習を実施できていない状況である。 ・「身体障がい者と違い」の記述は不要と考えます。 ・今までのいろいろな差別を見ても簡単なことではないが、理解してもらうために今後も取り組んでいく必要があると思う。 ・支援籍学習は、心の壁を増強すると思います。 ・支援籍学習は、回数も限られていることもあり、ゲストとして学校に迎え入れることが主である。発達障がいのある児童生徒を含め、小中学校に在籍している障がいのある児童生徒への援助方法や対人関係形成等の課題に目を向けるべきと考える。 ・福祉体験のみではなく、精神障がい（多動等）も病気であるという伝え方も今後必要ではないかと感じました。 ・「精神障がいは、身体障がいと違い～状況である。」の表記に違和感がある。「見えにくい障がい」と改めればどうか。
	1-1-③ 町内会・自治会等を通じた障がい者理解の向上	B	B	障がい者を含め地域で暮らす市民同士が交流できる機会として、お祭りや餅つき大会などを開催している町内会等に対し、イベントで使用するテントの貸出の補助、広報にいざや市ホームページへの事業内容の掲載等の支援を行い、町内会事業の活性化を図った。 ・障がい者理解に向けた啓発資料の回覧の依頼など、理解向上に向けた具体的な取組を行ってはいかがですか。 ・地域の町内会や自治会との関係は、イベント的な取組だけではなく、日常的な交流ができるような機会を持つことが必要である。
1-2 地域福祉 活動との 連携 P 27	1-2-① 身近な地域における 支え合いの促進	B	B	市内5地区（北部第二、南部、東部第二、東部第一、北部第一）の地域福祉推進協議会において、地区活動計画に基づき地域福祉ネットワーク、地域での支え合いの仕組みづくりの活動が行われた。 新型コロナウイルス感染症の影響等により第4次地域福祉計画の策定を1年先送りし、令和5年度からの計画を令和4年度に策定することとしたため、令和4年度が地域福祉計画の定めのない期間となるため、代わりとなる基本的な方針等の作成を検討する必要がある。 ・基本的な方針等の作成を検討していく必要があると記載されていますが、原案は誰が取り組むのでしょうか。 ・COVID-19の影響により、人と人との交流機会が失われている。この課題をどのように考え、今後取り組むのが重要である。また、以前も記述したが、地域福祉推進協議会と圏域生活支援体制整備事業協議体の関連性や連携等のあり方について検討が必要である。
	1-2-② 民生・児童委員との連携の強化	B	B	民生委員・児童委員が障がい者施策委員会や地域自立支援協議会の委員として参加し、計画の推進において寄与しているが、障がい者福祉課との連携強化に係る活動はなかった。 講義の講師を務める等、障がい者福祉への理解の向上を図り、地域の見守り者である民生委員・児童委員と連携を強化することを目指す。 令和元年度は民生委員・児童委員の一斉改選があったが、担い手確保が重要であり、民生委員活動への理解や周知を広めていくことが重要である。 ・民生・児童委員との連携は、担当課同士の連携が必要である。また、障がい者理解及び高齢者の現状理解等の研修機会も求められる。

1-3 ボランティア活動の促進 P28	1-3-① ボランティア等の育成・確保	B	B	<p>要約筆記講座は、平成30年度は申込者少数のため開設されなかったが、元年度は、広報掲載や実習の簡易化、イベントでのPRにより、12回実施することができた。</p> <p>社会福祉協議会においては、各種ボランティア講座を実施しているが、専門的な知識や技術を必要とするものもあり、育成に時間がかかる。</p> <p>・昨年、埼玉聴覚障害者情報センターの要約筆記者養成講習会に50名近くの応募があったものの、感染防止のため中止となった。そのため、体験講座を適宜開催し、応募者の繋ぎ止めを行った。新座市では、講習会開催は、本年度も中止となったが、次世代のサポーターを確保するためにも、体験講座を企画していただくとありがたい。</p> <p>・市内の大学との連携や市民講座におけるボランティア育成、学校教育における取組の強化等を推進したい。</p>
	1-3-② 日常的な関わりにおけるボランティア活動の促進	C	B	<p>障がい者福祉課窓口に「声の広報にいざ」を設置し貸出しを行うことにより、視覚障がい者向けの広報等の音訳ボランティア活動の促進に貢献している。</p> <p>専門的なボランティア（手話・要約・点訳等）の人材が足りない状況があり、人材の育成が課題。</p> <p>また、令和元年度をもって、地域デビューセミナーを廃止した。</p> <p>・人材の育成が課題とありますが、研究が必要では。</p> <p>・年齢を問わず地域社会における相互支援の発想が必要である。促進の一例として、取組の結果によって「地域通貨」を得るという考え方もある。</p>
	1-3-③ 生涯学習や学校教育を通じたボランティア活動の促進	B	B	<p>社会福祉協力校指定事業として、小学校など28校を指定し、各学校でアイマスク体験や車いす体験などの福祉体験学習や赤い羽根の共同募金活動を行い、福祉について考える機会を提供することができた。</p> <p>また、職場見学や職場体験では、保育園や高齢者施設を訪問し、大掃除等の活動をとおり、人の役に立つことの素晴らしさや自己有用感を高めている。</p> <p>令和元年度の生涯学習ボランティアバンクでは、119人の登録があり、89件の各種体験学習の依頼があった。</p> <p>・最も理解をしてもらうことが難しい知的障がい者の施設等にも体験の場を広げてほしい。</p> <p>・ボランティアバンクの継続及び発展的取組に期待したい。また、学校教育では、総合的学習等でボランティア教育の取組を具体化することが必要と考える。</p>

基本方針 2 差別解消及び権利擁護の充実

項目	基本方針 2 差別解消及び権利擁護の充実	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
2-1 情報提供及び相談・支援体制の充実 P 30	2-1-① 情報提供体制の充実	B	B	<p>令和元年度に発行した市広報に障がい者福祉に関する情報を随時掲載した。また、広報を見ることが難しい視覚障がいの方については、ボランティアサークルによる「声の広報にいざ」を利用いただけるようにしている。</p> <p>また、障がい児・者に関する法律の改正、制度の変更時には、市ホームページや広報にいざに掲載することで、情報提供に努めているが、こまめな更新ができていないことは課題である。</p> <p>新たに手帳を取得された方や、等級変更があった方などには、手帳を取りに来た際に「障がい者福祉の手引き」で説明している。しかし、細かなサービスの変更などについて、随時情報提供できていないのが現状である。</p> <p>・障がい当事者への情報提供は、アクセシビリティの観点から考えると、十分とは言えない。今後も体制の充実が求められる。</p>
	2-1-② 相談支援体制の整備推進 (重点施策)	B	B	<p>令和元年度の相談支援体制は3か所(直営1、委託2)により実施。延べ782件の訪問支援を行った。</p> <p>障がい者手帳の取得者は年々増加しているが、相談体制の拡充が図られていない課題があった。</p> <p>この課題に対し、令和2年度中に基幹相談支援センターを委託設置する方針となった。今後は、きめ細かな相談支援については、基幹相談支援センターと障がい者福祉課が関係機関と連携を図りつつ対応し、検討する。</p> <p>・相談事業の推進のためには、専門員が必要であり、また、相談活動における専門性も求められる。さらに、基幹相談支援センターと障がい者福祉課及び民間事業所との多職種連携も必要である。</p>
	2-1-③ 基幹相談支援センターの整備 (重点施策)	D	B	<p>令和2年度の基幹相談支援センター設置に向けて、市内指定特定相談支援事業所へ説明を行うとともに、令和2年度当初予算に委託料の計上を行った。</p> <p>・基幹相談支援センターの概要及び支援内容については、各事業所等へ周知し、相談活動の充実を図ることが求められる。また、相談員については、法律関係の内容も理解できる専門性が必要である。</p>
	2-1-④ 地域自立支援協議会の充実	B	B	<p>令和元年度に地域移行・定着部会を設置した。相談支援部会、子ども部会及び地域移行・定着部会と連携し、本市における支援体制の構築を図る。</p> <p>・障がい福祉サービス等利用計画書を作成する指定特定相談支援事業所の拡充等の課題を明記してはいかがですか。</p> <p>・地域移行及び定着については、希望者のリサーチを丁寧に行うことが必要である。これは、地域移行についての周知が更に行われることが望ましい。</p>
	2-1-⑤ 地域生活支援拠点の整備検討 (新規)	B	B	<p>埼玉県が実施する研修会に参加し、地域生活支援拠点についての理解に努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置に向けた調整を行った。今後は、地域生活支援拠点の設置方法について、本市としての方針をまとめ基幹相談支援センターと連携しながら事業所やグループホームに協力を求める必要がある。</p> <p>・地域生活支援拠点の設置については、各事業所への丁寧な説明と協働が求められる。また、どのように取り組むのかについて、具体的な協議の場が必要である。</p>
2-2 権利擁護に関する制度等の普及 P 31	2-2-① 成年後見制度利用支援事業の利用促進 (重点施策)	B	B	<p>知的障がい者又は精神障がい者で本人や親族による申立てが困難な場合は、市長申立てによる支援を行っており、令和元年度は3件の審判請求を行っている。</p> <p>制度の認知度が低いため、理解促進を図るとともに周知する必要がある。</p> <p>・重点施策として更に認知度を高めるためのアナウンスを行うことが必要である。また、知的障がい者及び精神障がい者が自立生活を望む場合は、早期からの対応が必要であり、事業所との連携が必要である。</p>
	2-2-② 日常生活自立支援事業(あんしんサポートネット)の利用促進	B	B	<p>令和元年度は、新規3件、継続26件、解約4件で合計25件の契約件数であった。この事業は、専門員3名、生活支援員6名でサービス提供を行っている。</p> <p>周知については、ホームページや社協だよりへの掲載により、情報提供を行った。新規相談や困難ケースに対する相談が増加しているため関係機関と連携し対応を行う。生活支援員の確保についても検討を行う。</p> <p>・生活支援員の確保が課題であるが、今後も継続したサービス提供を行うことが必要である。</p>
	2-2-③ 障がい者虐待防止の推進 (重点施策)	B	B	<p>平成27年5月に新座市障がい者虐待防止対策事務処理要領を制定した。</p> <p>既に障がい者福祉課が虐待防止センターの機能を有していることを鑑み、虐待防止センターは設置せず、障がい者福祉課の虐待対応機能を明確化するため上記要領を制定し、虐待通報からの対応の流れや確認事項等を整備した。</p> <p>・虐待について推進協議会でも報告があったが、コロナで会議が開かれていないので、心配しています。</p> <p>・重点施策であるので、この取組についての広報及び適切な対応が進展するような職員配置が必要である。</p>
	2-2-④ 障がい者差別禁止に関する普及・啓発	B	B	<p>令和元年11月に新入職員を対象に講義し、目的や合理的配慮について、研修用のDVDを使用し説明した。</p> <p>今後は職員だけではなく、市民にどのように浸透させていくかが課題である。</p> <p>・障がい者差別禁止に関する研修は、全職員に対して行う必要がある。また、市民への普及・啓発活動の具体的な取組や教育委員会との連携でPTA等で講座開催も求められる。</p>

2-3 自立及び自 己決定に関 する支援 P32	2-3-① ピアカウンセリング 及びセルフヘルプ活動 への支援	B	B	<p>身体障がい者相談員、知的障がい者相談員を後方支援することでピアカウンセリングの促進を図っている。 ピアカウンセリングに関する事業については、これまで事業を実施していなかった委託相談支援事業所に対して事業の実施を求め、令和元年度に事業実施となった。</p> <p>・ピアカウンセリング及びセルフヘルプ活動については、取組についての相談員研修が必要である。基礎的なカウンセリングスキルについての知識が必要であり、活動が名目的にならぬような配慮が求められる。</p>
	2-3-② 障がい者相談員活動の 充実及び精神障がい者 家族会等への支援	C	B	<p>身体障がい者相談員5名、知的障がい者相談員2名が委嘱により相談業務を実施している。 身体障がい者相談員は埼玉県身体障害者福祉協会、知的障がい者相談員は埼玉県手をつなぐ育成会が主催する研修にそれぞれ定期的に参加している。 精神障がい者の相談支援事業は、今後は家族会や当事者による相談員の配置についても検討する必要がある。</p> <p>・基幹相談支援センターとのつながりや役割分担等充実したものになるための努力が必要です。 ・これらの支援事業は重要であるが、相談内容についてのケースカンファレンス等も行う必要がある。事業の質的向上を図るためにも検討したい。</p>

基本方針 3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実

項目	基本方針 3 共に育ち、学ぶ保育・教育の充実	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
3-1 療育と保護者への支援 P34	3-1-① 早期発見と早期療育体制の確保	B	B	<p>令和元年度は、新型コロナウイルスの影響で年度末の健診受診者が減少したが、90%台を維持している。今後についても、乳幼児の疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、地域の子育て家庭における育児不安や保護者への支援のため、健診時に気軽に相談できる体制の整備を図る。また、すべての乳幼児が健康診査を受けられるように受診勧奨に努める。</p> <p>・疾病や障がいの早期発見に努めることは重要であるが、それによる育児不安が起こることも多い。共に育つための環境整備や情報提供、支援体制の充実が求められる。</p>
	3-1-② 関係機関との連携による療育支援の充実	B	B	<p>健診時に発達面での経過観察が必要な場合は、保健師の訪問や面接により詳細を聞き取り、医療機関、ころころクラブ、乳幼児発達相談、PT相談及び児童発達支援事業所等の療育機関を紹介している。医療的ケア児についての協議会の設置については、年度後半で検討する予定としていたが、新型コロナウイルスの影響により停滞している。</p> <p>・医療的ケア児の協議会を設置するときは、経験のある市内事業所の職員を委員としてください。 ・発達に配慮が必要な場合、医療的側面だけではなく教育的・社会的側面から観点も合せた上で、支援内容を策定していく必要がある。</p>
	3-1-③ 保護者に対する支援の充実	B	B	<p>保健センターでは、おおむね1歳6か月健診から3歳児健診前までの幼児の健全な発達を促し、保護者の育児不安の解消のため、ころころクラブ事業を実施しており、必要があれば個別に面接や訪問し、医療機関やアシタエールなどの療育施設を紹介している。</p> <p>こども支援課では、3歳児健診以降の幼児を対象にでんでんむしの家事業を実施し、親子でさまざまな遊びを通じて、子どもの発達を支援し、親子関係を深めている。活動の中で育児不安や発達心配などの相談を継続して行っていることで、参加人数が年々増加している。また、登録数が増える中で、子どもの安全と親子の良質な関わりを大事に考え、年度の途中から2グループに分けての活動を取り入れるなど工夫をしている。</p> <p>朝霞4市の共同事業として、心身障害児総合医療センターに1床のベッドを契約し、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障がい児を介護する家族の精神的・身体的負担の軽減を図っているが、各市の利用希望者は増加しており、契約ベッド数1床では不足であり、ベッド数を増やすことが課題である。</p> <p>・ベッド数を増やす必要があるのであれば、利用者の状況を知らせるべきです。 ・医療的ケア児へのサポートは、更に進展させることが望ましい。また、保護者支援においては、様々な情報提供と地域社会で育つための具体的なノウハウを提供することも求められる。これは、地域の取組と行政の取組のコラボレーションが必要であり、今後の重要課題でもある。 ・網掛けの部分で、2グループに分けての活動はとてもよいと思いました。</p>
	福祉型児童発達支援センターの整備 (重点施策)	B	B	<p>令和元年10月1日に、福祉型児童発達支援センター「アシタエール」を開所した。引き続き、保育所等訪問支援事業や指定相談支援事業等の地域支援事業の内容や人員についての検討を進めている。</p> <p>・児童の相談のことは、「アシタエール」に行けば解決できるような体制になるとよいと思う。 ・保育所等訪問支援事業や指定相談支援事業への取組を重点化し、その内容を充実させることが必要である。地域支援の観点から今後更に求められると考える。</p>
	3-1-④ センターの整備 (重点施策)	B	B	<p>障害者総合支援法の改正により新たに開始された事業で、平成24年度から制度の周知を行い、事業者からの相談に応じ、新規参入を促進した。</p> <p>平成30年度までに市内に13事業所あり、令和元年度は2事業所が開設し、全部で15事業所が運営している。市内及び近隣市に新規事業所が開設しており、事業所は充足してきている。</p> <p>・事業所数が増加したことは、日常的支援に繋がった。今後は、事業内容について周知できることが望ましい。 ・就学前の「児童発達支援」と就学後(小学校1年から高校3年まで)の「放課後等デイサービス」の利用希望者が非常に多く、今後も増えることが見込まれる。実際の現場では、明らかに障がいがあると思われる児童とどこに障がいがあるかわからない児童が混在して、格差を感じることもある。 普通学級で学童保育に通っている児童も、放課後デイを学童代わりに利用するケースも見られる。利用には、診断書の提出のみでよく、療育の必要性が本当にあるのか疑問を持つことがある。また、学童との差別化ができていない放課後デイもあるように感じる。 児童の支援は、半分以上が母親への支援であり、母親への相談支援を行うためには、幼児教育の知識も不可欠で、成人とは支援内容も、方法も全く違う。 ゆえに、専門性が高い発達支援センター(例えば、アシタエール)が、中心となった支援を期待する。</p>
3-1-⑤ 障がい児通所支援の充実 (重点施策)	A	B	<p>障害者総合支援法の改正により新たに開始された事業で、平成24年度から制度の周知を行い、事業者からの相談に応じ、新規参入を促進した。</p> <p>平成30年度までに市内に13事業所あり、令和元年度は2事業所が開設し、全部で15事業所が運営している。市内及び近隣市に新規事業所が開設しており、事業所は充足してきている。</p> <p>・事業所数が増加したことは、日常的支援に繋がった。今後は、事業内容について周知できることが望ましい。 ・就学前の「児童発達支援」と就学後(小学校1年から高校3年まで)の「放課後等デイサービス」の利用希望者が非常に多く、今後も増えることが見込まれる。実際の現場では、明らかに障がいがあると思われる児童とどこに障がいがあるかわからない児童が混在して、格差を感じることもある。 普通学級で学童保育に通っている児童も、放課後デイを学童代わりに利用するケースも見られる。利用には、診断書の提出のみでよく、療育の必要性が本当にあるのか疑問を持つことがある。また、学童との差別化ができていない放課後デイもあるように感じる。 児童の支援は、半分以上が母親への支援であり、母親への相談支援を行うためには、幼児教育の知識も不可欠で、成人とは支援内容も、方法も全く違う。 ゆえに、専門性が高い発達支援センター(例えば、アシタエール)が、中心となった支援を期待する。</p>	

3-2 保育・教育 環境の整備 P35	3-2-① 障がい児教育の推進と 相談支援体制の強化	B	C	<p>不登校、いじめなどの相談の他、性格・行動、発達障がいに関する相談が3,000件あり、特別な配慮を要する児童生徒及びその保護者の支えとなっている。 学校カウンセラーは、心理検査の実施が多く心理面談の時間の確保が難しいため、増員等を検討する必要がある。</p> <p>・相談を3,000件受けているのに、Cの評価はどうしてですか。 ・不登校、いじめ等は学級の集団構造に起因するケースも多い。個人要因だけではなく、集団要因にも着目する観点が必要である。また、SCもWISCやK-ABC等の心理検査に注力するだけではなく、日常的な学校活動を観察し、適切なアドバイスを提供できるような取組が求められる。人的な課題もあるが、課題解決のための方法論を検討すべきと考える。 ・1-1-②に関連するのではないかと思います。行動発達障がいのある人への理解が必要と思います。</p>
	3-2-② 保育・教育・福祉・保 健の連携の強化	B	B	<p>通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、周囲から理解されにくいいため、自尊心の低下を招くことが多い。そうした状況に対して、連携を強化することにより具体的な助言がもらえることから、学校は支援の方法を知ることができ、また、保護者も安心して学校と協力しながら取り組むことができるようになってい</p> <p>る。 また、市内の幼稚園・保育園からの相談に応じることで、幼保から小中学校まで一貫した支援体制となった。 令和元年度は、69回の派遣を行った。 保育所との交流機会は、わかば学園・みどり学園が以前から行っていたが、10月の児童発達支援センターの開所に伴い、両園とも2回交流を行った。</p> <p>・地域の小学校、中学校の普通学級のあり方について検討していかなければならないと思う。今の普通学級は、重度の障がい者が通学できる環境ではないと思います。45分授業のあり方、テストの評価、通知表の評価の優劣が重度障がい者の普通学級に受け入れない壁になっている原因になっていると思います。特に、テストの評価通知表の評価による優劣は廃止した方がよいと思います。テストの評価の優秀な人だけが社会の主流になるとどうなるかが今の経済が停滞して原発の事故処理できない日本の姿に表れていると思います。私は、学校が重度障がい者を普通学級に受け入れないかぎり、新卒の将来、さらに日本の将来は危ういと思います。 ・どのように連携をしたのかの説明がほしい。また、保護者が安心できるようになっていることについても同様である。</p>
	3-2-③ 特別支援教育支援員、 介助員及びボランティア による支援の充実	B	B	<p>支援員が通常の学級及び特別支援学級における特別な教育的配慮を要する児童生徒の支援に当たることで、他の児童生徒のモデルケースとなり、接し方の見本となりつつある。 また、年2回実施している研修会を通して、支援員個々の資質の向上が図られてきている。 介助員が、介助等を行うことにより、当該生徒の学校生活が円滑なものとなっている。反面、他の生徒との人間関係が育ちにくい側面もある。</p> <p>・支援員の研修会実施は必要であり、今後も継続してほしい。また、研修内容について情報提供を求めたい。特に、要配慮児童生徒が他児童生徒との対人関係を形成するときの支援員の関わり方等が大きな課題となるからである。</p>
3-2-④ 保育士及び教職員に対 する理解の促進	B	B	<p>障がい児保育研究会において研修会、事例研究会を実施し課題の共有化を図っている。 外部施設の視察研修を実施し共通理解を持ち、連携し取組ながら、全体の資質の向上を目指している。 毎年、療育・保育現場では障がい児保育研究会の中で研修会を定期的に企画し実行している。 また、講演会形式の研修会では、開催通知を送付し、法人保育園の保育士や家庭相談員、看護師等の参加も受け入れている。 令和元年度は、年3回の特別支援コーディネーター研修を実施し、質の向上が図られた。</p> <p>・今後も、障がいに関わる様々な法の理念を理解し、市の施策を具現化する方向での研修会を継続的に行うことが望ましい。また、どのように質が向上したのかを具体的に示すことが求められる。</p>	
3-2-⑤ 学校施設・設備のバリ アフリー化の推進	B	B	<p>平成26年度までに、全校のトイレ改修済み。今後もエレベーターやスロープ設置などの整備を行う。</p> <p>・危機管理課では、学校を緊急時の福祉避難所として紹介している。福祉避難所としての機能を持ち合わせるためにも、関係各課で横断的な組織づくりが急務と考える。</p>	

基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進

項目	基本方針4 安全・安心な福祉のまちづくりの推進	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
4-1 防災・防犯 対策の充実 P37	4-1-① 障がい者の防災・防犯講座の実施	B	B	<p>障がい者福祉課は、令和元年度は講座の実施はしていないが、危機管理課により、出前講座「地域ぐるみの防災対策」で避難行動要支援制度について説明を行い理解を深めていただいた。</p> <p>また、交通防犯課では、令和元年度に町内会や小中学校をはじめ、多くの団体を対象に防犯に関する講座を実施し、広く防犯意識の啓発を行った。</p> <p>今後の課題として、障がい者の防災として捉えるのか、全体の防災の取組の中で捉えるのか検討する必要がある。</p> <p>・各施設において、障がい者の防災を考えていくとともに、地域の中で生活しているのだから、全体の防災としても考えてほしい。全体として捉えていかないと「イザ」というときに、市民の理解が難しいと思う。実際に避難してみてもわかりました。</p> <p>・地域防災は、地域づくりである。相互に援助し合う関係と緊急時の避難行動を想定した地域対策が求められる。平素からの「近所づきあい」や「支え合い」が形成されるような取組が防災の基本と考える。</p>
	4-1-② 避難行動要支援者支援制度の推進 (重点施策)	B	B	<p>災害対策基本法の改正に伴い、災害時要援護者は要配慮者、特に支援が必要な者は避難行動要支援者とされ、新座市地域防災計画を平成27年度に改定。令和元年度に対象者の見直しを行い、改めて対象者全員に対し届出を行った結果、障がい者の登録者は増加している。</p> <p>避難行動要支援者名簿を活用した防災訓練を実施する地域もあり、制度に対する理解や支援体制の構築が進んでいるが、地域によって支援体制に差があることから、どの地域においても最低限の支援体制を構築する必要がある。</p> <p>今後は、名簿を定期的に更新するとともに、制度の周知を図る必要がある。</p> <p>・障がいのある人がどこで生活しているのか。災害が起きた時間によっては、グループホームや事業所、家庭という3か所あるので、話し合いの必要がある。</p> <p>・登録者数が増加したことは評価できるが、緊急時の具体的対応については、4-1-①で示したような内容が基本となると考えられる。</p>
	4-1-③ 障がい者防災ハンドブックの作成	B	B	<p>危機管理課では、令和元年度において防災マップハンドブックの改定作業を行い、避難勧告等の種類を警戒レベルで示し、高齢者や障がい者の方に対し、避難を促すタイミングを明確にした。また、昨年度同様、転入者世帯を中心に市民に幅広く配布しているため、障がいのない方への意識啓発としても利用できている。</p> <p>・今後もアナウンスを充実させてほしいと考える。</p>
	4-1-④ 災害に備えた器具の給付等の推進 (新規)	C	B	<p>〈緊急連絡システム事業〉 現状のシステムは固定電話に設置するものである。携帯電話の普及により、このシステムの需要は低くなっているものの、携帯電話を持っていない障がい者もいることから、継続する必要がある。</p> <p>〈災害時における聴覚障がい者支援事業〉 平成24年度に聴覚障がい者からの要望に応じベストとSOSカードを作成。平成29年度には市内の全ての避難所に5枚のベストを配備した。一定の評価はあるが、新規の聴覚障がい者には配布できていない状況であるため、器具についての周知を継続していく。</p> <p>・器具の配置については、リサーチを行った上で、実施することが望まれる。現状を把握し、更に進めてほしいと考える。</p> <p>・災害時の連絡システムとしての携帯電話の使用についてやってはいけないこと等注意点があるとしたら、どんなことか具体的に知りたいです。</p>
	4-1-⑤ 新たな緊急連絡体制の整備検討 (重点施策)	C	A	<p>日常生活用具の中で、火災警報機や自動消火器の給付項目は、対象者が限定されており、給付は少ない状況である。</p> <p>日常生活用具の、火災報知機や自動消火器の給付について対象者に積極的に周知が必要である。</p> <p>情報の伝達については、平成24年5月から、障がい者だけでなく、市民に対して、携帯電話会社のサービスを利用した緊急速報メールを導入し、市内の災害に関する情報や避難情報等を一斉配信しているが、災害時は、一機関での対応はできないため、各関係機関と連携を図りながら、災害時の連絡体制の構築が課題となる。</p>
	4-1-⑥ 防犯対策の充実	B	B	<p>市内91の自主防犯パトロール団体による防犯活動等が、地域における犯罪の抑止力となっており、市内の全刑法犯認知件数は、平成13年の3,953件から令和元年は1,429件と約64%の減となり、大きな成果を上げた。</p> <p>しかしながら、依然として侵入窃盗や万引き等は多く、不審者事案が発生しており、市民の暮らしを脅かす状況にあるため、継続して取り組んでいく。</p>

	4-1-⑦ 福祉避難所の整備 (重点施策)	C	B	<p>令和元年度は、障がい者に配慮した福祉避難所の整備はできなかった。 災害対策基本法の一部改正により全体計画・地域防災計画の改訂が平成31年2月に行われた。これに伴い、危機管理課、長寿はつらつ課、介護保険課、保健センター及び障がい者福祉課と連携をしながら、市内の障がい福祉施設等に協力を要請し、福祉避難所の設備、備品、備蓄内容や避難所での支援方法等について検討し、できるだけ早く福祉避難所の整備(指定)ができるよう準備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・度々発生している地震のことを考えると福祉避難所の整備は早急に行ってほしい。 ・緊急時を想定し、至急整備を進めることが求められる。また、関係各課による協議検討も至急進めていただきたい。
	4-1-⑧ 障がい者施設における防災対策の充実	C	B	<p>避難訓練等については、施設に対する事業所県監査等の結果も踏まえて、適切な実施を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は定期的実施することが必要と考える。
4-2 多様な住環境の整備 P38	4-2-① 住宅の整備・改善に対する支援	C	B	<p>居宅改善費助成事業において、令和元年度の助成実績はなかった。 今後も、引き続き助成事業の周知及び相談対応に努める。 また、他の部署が実施する居宅改善事業との連携を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更に周知及び相談を進めてほしい。また、この事業について他のサービスとともに案内を充実していくことが求められる。
	4-2-② 住宅入居等に関する支援	B	A	<p>地域相談支援として、障がい者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援である地域移行支援、居宅において単身で生活している障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う地域定着支援を、市内では指定一般支援事業所の指定を受けた精神障がい者の相談事業所が実施している。 一般住宅へ入居する際の個別支援についても、同様に実施している。 今後も、相談支援事業所と連携し、サービスを拡充していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者及び精神障がい者への支援を更に充実してほしい。これに関する相談事業も併せて行うことが必要である。
	4-2-③ 共同生活介護(グループホーム)の整備促進 (重点施策)	C	B	<p>今後もグループホームの整備状況を勘案して、グループホームの整備促進を図るとともに、グループホームの整備を検討している社会福祉法人等からの相談を受け、国の社会福祉施設整備補助金の周知と利用促進を行うとともに、状況に応じて必要な助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者の希望も多くなっている。具体的な方策についての検討を行い、行政と民間での共同事業として取り組むことも検討したい。
	4-2-④ 自立生活援助の利用促進 (新規)	B	B	<p>障がい者支援施設、共同生活援助にて住居等を利用していただいていた障がい者又は居宅において単身であるため、自立した日常生活を営む上での問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者を対象に、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問等により、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を行うための必要な援助を、市内指定一般支援事業所の指定を受けた精神障がい者の相談事業所が実施している。 現在、サービスの整備がされているのは、精神障がい者の相談窓口のみであるため、身体障がい者、知的障がい者の相談窓口の整備と関係機関、相談支援事業所の連絡体制等、支援体制の整備も必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も支援体制の整備拡充が望まれる。
4-3 道路・建物等のバリアフリー化の推進 P39	4-3-① 歩行環境の整備	B	B	<p>未整備区間はあるものの、2.0m以上の幅員で歩道整備を行い、歩行空間の確保に努めている。 今後は、多くの路線の歩道で2.0m以上の幅員を確保できていないため、歩道整備に伴い、道路改良10か年計画パートⅢに位置付けられている路線を優先的に整備していく。 また、放置自転車等撤去業務においては、令和元年度の撤去台数が924台であり、平成30年度と比較すると減少した。引き続き放置自転車の撤去を行い、歩行空間の確保に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の段差や放置自転車等の課題があり、物的環境整備が必要な面と配慮行動によって解決可能な人的環境の改善がある。双方への取組を進展させたい。
	4-3-② 公共交通機関の事業者への要望	B	B	<p>令和元年度末に東武鉄道において志木駅上り線のホームドアが供用開始となった。 今後は、いまだ改善が図られていない要望事項(可動式ホーム柵の設置、視覚障がい者等に配慮した点状ブロックの設置等駅施設の整備改善など)については、早期改善を図るため、引き続き鉄道事業者への要望を行っていく必要がある。 また、令和元年度の「新座市超低床ノンステップバス導入のための促進費補助金」の申請はなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい当事者からのリサーチが必要である。また、それによって各事業所への要望等を行いたい。
	4-3-③ ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進	B	B	<p>条例制定後10年が経過し、建築主や設計者等のバリアフリーに対する意識が定着しつつあり、おおむねバリアフリー化が図られてきている。 令和元年度の届出件数は16件であった。 また、ユニバーサルデザインによるまちづくりの基本方針の策定に向け、関係課による横断的な検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課による横断的な検討は、今後も継続してほしい。また、アクセシビリティをキーワードとして課題解決に向けて取り組んでいただきたい。

	4-3-④ 福祉マップ（ガイドマップ）の作成	C	<p data-bbox="1175 71 2861 163">市のホームページ内の「にいぎマップ」については、障がい者用トイレ情報を掲載しているが、今後は、障がい者の安全な外出という観点から部会で提案のあった、児童通所に関わるハザードマップの作成について、ニーズに応じて作成を行う。</p> <p data-bbox="1175 163 2861 226">新座市ボランティアセンター登録グループ「Ys デザイン」によるにいぎバリアフリーマップについては、令和元年度をもって活動が終了する予定のため、今後の作成について検討が必要である。</p> <p data-bbox="1175 226 2861 298"> <ul style="list-style-type: none"> ・「Ys デザイン」の後はどうなっていますか。検討は、市が実施するのですか。 ・どのような内容が利用者にとって利便性を高めるのかを考慮し、検討していただきたい。 </p>
--	------------------------	---	--

基本方針5 保健・医療の充実

項目	基本方針5 保健・医療の充実	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
5-1 障がい者医療の支援体制の充実 P41	5-1-① 障がい者が安心して受診できる医療環境の充実	B	B	<p>地域において、地域活動支援センターを始め、精神障がい者や家族が相談できる場が増えてきている中、医療機関に行く前の専門的な助言や見立てができる場となっている。</p> <p>令和元年度は、昨年度と比較すると相談件数は減少している。理由の特定は難しいが、直接医療機関や専門機関に相談していることが考えられる。また年度後半は、新型コロナウイルスの影響により、来所を控えた可能性もある。相談件数の減少は見られたが、相談対応及び必要な支援を実施していることから、評価は期待どおりとした。</p> <p>・「見立て」という言葉は用いない方が良いのでは。</p> <p>・医療関係の充実は、医療だけではなく、福祉及び教育との関連もあるため、多職種連携を意図した相談体制が背景にあることが求められる。また、ライフステージを見通した対応やNSW及びSW等の相談活動も支援となるので、早急に体制整備を行うことが必要である。</p>
	5-1-② リハビリテーションの充実	D	B	<p>個別のケースに対しての連携は図れているが、ネットワークの構築には着手できていない。</p> <p>医学的リハビリテーションの充実とネットワークの構築について、関係機関と協議・検討をしていくことが課題となる。</p> <p>・ネットワーク構築に向けて今後も取り組んでいただきたい。</p>
5-2 精神障がい者等への支援の充実 P42	5-2-① 精神保健対策の充実 (重点施策)	B	B	<p>精神保健に関する講演会を自殺予防対策事業と位置付け開催。精神保健・自殺予防対策についての正しい知識の普及・啓発につながっている。働き盛り世代や子育て世代が参加しやすいよう、土日や保育付でも開催した。普及・啓発活動は図書館展示、ホームページ及びツイッター等の媒体を活用、また、常設の相談窓口リーフレットを作成設置した。</p> <p>地域相談窓口として、市内2か所に委託相談を設置しており、精神保健に係る相談支援体制の充実に努めている。医療、保健、福祉が連携し、精神保健に関する知識の普及・啓発に努めていく。また、相談支援事業所と連携し、相談のしやすい環境や支援へつながる体制を整備していく。</p> <p>・COVID-19の感染拡大に伴い、不安と緊張が高まっている。反面、緊張に耐えられず対応が鈍化する傾向もある。多くの人々が、大きなストレス下にある今のような事業を行うかが問われている。市民対象のみならず、小中学校においても、ストレスとどのように向き合うのかについて、授業等で行う必要がある。精神保健対策の基本は日常生活の中にあり、どのように向き合うかが課題であると考ええる。</p>
	5-2-② アウトリーチ（訪問支援）体制の検討	B	B	<p>精神障がい者の地域での生活を支援するために、必要時、社会福祉法人の相談支援事業所や庁内の各関係課、保健センターと連携し訪問支援を行っている（令和元年度 実数16件、延べ27件（保健センター））。</p> <p>訪問支援については、自立支援協議会の地域移行・定着部会において、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムを構築する上で検討していきたい。</p> <p>・どのように地域包括ケアシステムを構築するのか具体的な検討及び情報公開が必要と考える。</p>
	5-2-③ 長期入院者に対する地域生活移行への支援 (重点施策)	B	B	<p>長期入院者が退院するに当たっては、医療機関の医療ソーシャルワーカー等の関係機関と連携を図り、適切な医療及び福祉サービスを導入するなど、支援態勢を整えている。</p> <p>本人、家族または入院先の病院から相談がないと対象者を把握できない。また、周知不足のため事業を知らずに利用できない利用者がいると思われる。令和元年度は、地域定着支援2名、地域移行支援3名であった。</p> <p>保健センターにおいても、退院後の生活について支援を行った。</p> <p>令和元年度は、昨年度と比較して全体的に相談件数が減少した。来所相談43件、家庭訪問27件、電話相談503件であった。</p> <p>・地域生活移行支援サービスについて更に周知することが必要と考える。また、今後もMSW等との連携を強化していただきたい。</p>
	5-2-④ 発達障がい者及び高次脳機能障がい者への支援 (重点施策)	B	B	<p>発達障がいを理解し、支援の充実を図るため、発達支援マネージャー等の研修を受講している（平成23年から関係機関職員が毎年研修を受講）。</p> <p>高次脳機能障がい者の相談に対し、精神障害者保健福祉手帳の取得を案内し、取得した際に利用できる制度について情報提供している。また、高次脳機能障がい者については、市ホームページでも相談窓口を周知している。</p> <p>令和元年度は、サポート手帳を発達障がい児をもつ10家庭に交付した。</p> <p>・発達支援マネージャーが受講している研修内容について情報提供を願いたい。また、教育委員会との連携や発達障害支援法に基づく援助についても検討いただきたい。</p>
5-3 難病患者等への支援の充実	5-3-① 難病患者等に係る障がい福祉サービスの利用促進 (新規)	C	B	<p>障がい者手帳を所持していない難病患者であっても相談に応じ、必要なサービスの提供に対応している。</p> <p>事業の実施状況から、障がい者手帳の取得の相談に至らない難病患者に対する周知が不足していると考えられるため、難病見舞金の申請時等を利用し、情報提供を行う体制の構築が課題である。</p> <p>令和元年度は、自立支援給付及び補装具の給付はなかった。</p>

P 4 3			<ul style="list-style-type: none"> ・難病見舞金は令和3年度からなくなったのでは。難病患者が受けることができるサービスについての情報提供を考えないと。 ・サービスについての周知を更に進めていただきたい。
	5-3-② 難病患者見舞金の支給	B	<p>C</p> <p>令和元年度は697人の給付実績であり、昨年度から微増となった。 見舞金については、管轄の朝霞保健所に協力を依頼し、受給者証の新規・更新申請の際、チラシの配布をお願いしている。 また、市の広報（毎年11月号）やホームページへの掲載も行っており、引き続き制度の周知に努めている。 難病患者見舞金についての案内を作成し、更に制度の周知に努める。 しかしながら、令和2年度から支給額の減額及び対象者の縮減とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額削減及び対象者縮減は残念である。今後も検討願いたい。

基本方針 6 生活支援サービスの充実

項目	基本方針 6 生活支援サービスの充実	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
6-1 サービス提供体制の整備 P 4 5	6-1-① 障がい福祉サービスの利用促進 (重点施策)	B	B	<p>相談支援事業所がサービスの円滑な提供の一助にはなっているが、利用者の増加により、事業所数は十分とは言えなくなってきている。相談支援事業所の質の向上のため、引き続き助言・指導を行い、関係機関との連携を図る。重度訪問介護事業等の事業者の参入については、事業者の相談に乗ることで、参入の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所の増設に向けた積極的な取組は無理ですか。 ・更なる質の向上のためには、事業所間の情報交換及び研修会の実施が必要と考える。サービス内容の格差や対応力の差が生じないためにも必要である。
	6-1-② 地域生活支援事業等の利用促進	B	B	<p>地域特性を踏まえたサービスの提供により、利用件数が増加している事業が多い。引き続き安定したサービス提供体制を維持していく必要がある。</p> <p>日常生活用具の給付及び貸与については、利用者数も多くニーズの高さが伺えるため、引き続き適切なサービス提供に努めていく。</p> <p>移動支援及び生活サポートについては、サービス利用希望者も増えており、サービス基盤を一層充実するとともに、サービスの質の向上を図っていく必要がある。</p> <p>手話通訳派遣事業については、現在、正規職員 1 人、専任手話通訳者 1 人及び登録手話通訳者 1 3 人で運営しており、埼玉聴覚障害者情報センターの派遣事業も併せて活用することで依頼内容に対応できているため、引き続き安定した事業体制を維持していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動支援は当事者のQOLを高めることも含む。このような視点も持ち合わせた対応が望まれる。
	6-1-③ 地域活動支援センター事業の推進	B	B	<p>令和元年度においては、市内で4施設（公営1、私営3）が運営されている。公営では、令和元年度は、新型コロナウイルスの影響で、開所日数が昨年度と比べて減少したため、実利用者23人、延べ947人の利用となった。しかしながら、老人デイサービスセンター利用者と共通のプログラム等を実施することにより、効果的な職員体制や利用者の社会参加の機会が確保されるようなサービスが提供できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療と同様に福祉もノンストップでの対応を求められている。このような中でどのような事業を行っていくのが最重要課題である。また、感染防止対策を取りつつ運営を行うことの困難さに日々直面している現状がある。
	6-1-④ ソーシャルワーク機能の充実	B	B	<p>市のケースワーカーだけでなく、相談支援専門員等も研修等を案内し、積極的に研修に参加するよう促している。前回課題としていた相談支援専門員のスキルアップについては、地域自立支援協議会相談支援部会等の場を活用し、研修の報告や事例検討を通じて努めている。</p> <p>関係機関の役割を明確化し、ネットワーク機能の強化を図る取組に着手していくことが課題である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も研修への積極的参加を促し、相談支援専門員のスキルアップを行っていただきたい。
	6-1-⑤ 地域共生社会の実現に向けた研究 (新規)	B	B	<p>新座市地域福祉計画の推進状況の把握及び評価を行うため地域福祉計画推進委員会を開催した。新型コロナウイルス感染症の影響等により第4次地域福祉計画の策定を1年先送りし、計画を令和4年度に策定することとした。「地域共生社会」の推進についても、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、計画の位置付けを検討していく。「地域共生社会」の実現に向けて、総合相談支援体制構築など新たな福祉課題等についても推進委員会で協議をし、全庁的に「地域共生社会」の視点で業務を遂行してもらえよう働きかけを行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域共生社会」の実現のためには地域と行政がどのようにコラボレーションできるかが課題である。そのための検討及び取組の進展に期待したい。 ・地域福祉計画推進委員会で「地域共生社会」に関する協議を行うとありますが、話し合うための会議を開催することはできますか。
6-2 経済的支援の推進 P 4 6	6-2-① 医療費助成の実施	B	B	<p>ホームページ上での案内及び窓口で該当者に案内している。</p> <p>更生医療、精神通院医療においては年々対象者が増加傾向にあり、育成医療についても手引きに掲載した。重度医療では、償還払いだけでなく、近隣4市の医療機関等において21,000円未満の通院医療費は現物給付も実施している。</p> <p>精神通院医療では、新規の受給者証送付の際、全員に案内を同封し対象者には申請書も同封してる。</p>
	6-2-② 各種手当、給付制度の周知等	B	B	<p>平成30年度から、障がい基礎年金について制度の周知を図るため独自のチラシを作成し窓口を設置。ホームページの内容も詳細とした。今後も引き続き周知を行い、支給漏れのないよう案内に努める。</p> <p>令和元年度障害基礎年金受付件数 34件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も至急漏れがないように配慮していただきたい。
6-3 福祉サービスの質の向上	6-3-① 適正なサービス提供の促進	B	B	<p>新座市地域自立支援協議会の専門部会において、市内各事業所が話し合いを行い、障がい福祉サービスの情報共有を行うことができた。また、地域移行及び地域定着専門の部会が新設されたことにより、事業者間の情報交換や連携が促進された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行及び地域定着は重要な課題であり今後も取組を強化していただきたい。

P 4 6	6-3-② 自己評価及び第三者評価の促進	C	B	<p>「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」の第7条において、事業者の責務を規定し、福祉サービスの質の向上と自己評価機能を高めるとともに、第三者機関による評価に努めるものとされている。また、この条例が改正され、障がい当事者及びその家族の意思を尊重するものとされた。</p> <p>評価の方法が制度的に定まっていないので、これをどのように確立していくかが課題である。</p> <p>・評価方法及び第三者評価を行う実施主体が課題であり、基本となる「福祉サービスの質の高さ」についての定義も更に検討することが求められると考える。</p>
-------	----------------------	---	---	---

基本方針 7 就労支援施策の充実

項目	基本方針 7 就労支援施策の充実	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
7-1 雇用・就労 支援体制の 充実 P 4 8	7-1-① 障がい者就労支援センター事業の充実 (重点施策)	B	B	<p>就労中の障がい者に対する巡回訪問等就労後の職場での定着に向けた支援を継続して行っており離職率は低い。また、市役所庁舎内・外実習を実施し、就労訓練の機会を提供するとともに、センター登録者の特性や能力、職場適性を図り今後の就労支援に役立てることができる。</p> <p>「ゆめさくら」事業は就労者同士の仲間づくりや情報交換が目的である。就労者の仕事以外の自由な時間を充実させるため、就労者向けの事業展開を図っていく。</p> <p>令和元年度実績 定着支援43件、職場巡回260件、セミナー実施1回、参加者数28名</p> <p>・今後も市役所内外での実習機会を提供していただきたいと考える。また、ジョブコーチなどの制度を取り入れ、就労機会の向上に努めていただきたい。</p> <p>・A型B型事業所の記載がありますが、「生活介護事業」についての市としての取組の記載が、この基本計画の中にあるとありがたいです。これについては、基本方針6生活支援サービスの充実の項目にも関連していると思います。(大半の肢体不自由特別支援学校の生徒が、卒業後に生活介護事業所を利用する現状があります。)</p>
	7-1-② 就労移行支援の促進 (重点施策)	C	B	<p>就労移行支援の利用者は年々増加しているが、市内の事業所は増えていない。しかし、近隣自治体や都内の事業所は増加傾向にあるため、サービス提供基盤はおおむね整っている。一方で、就職支度金の受給者は横ばい状態であり、サービス利用者の就労率には課題があるため、事業所との連携の強化や、事業所の情報を把握することにより、当事者により適した事業所を案内できるようにすること等が今後の課題である。</p> <p>令和元年度実績 就労支援事業所2か所 就労移行支援利用延べ件数773件</p> <p>・就労移行支援事業所の増加だけではなく民間企業の受け入れ態勢を整備することも必要である。地域社会への障がい者理解・啓発事業との関連もあるが、より積極的に就労機会拡大を目指した取組が求められる。</p>
	7-1-③ 就労継続支援の充実 (重点施策)	C	B	<p>現在、市内には1か所の就労継続支援A型(SAIFUKU)と7か所の就労継続支援B型施設(くるみの木、アイズ、さわらび、こぶしの森、シンフォニー、ここから、らびっと)があり、昨年度から2事業所が増え、利用延べ人数も年々増加している。事業所が増えたが、定員がいっぱいで新たな通所者の受け皿が少ないのが現状である。</p> <p>毎年、特別支援学校等の卒業生が、就労継続支援施設の利用を希望することを考慮すると、更なる事業所の拡大が課題である。</p> <p>・事業所に空きがあっても通所の送迎がないなどで、双方の話し合いが合致しないことがある。</p> <p>・7-1-②でも記述したが、民間企業における就労機会の増大やジョブコーチ制度の導入等の取組を進め、新座市の障がい者雇用の進展を図りたい。</p>
	7-1-④ 就労定着支援の促進 (新規)	B	B	<p>障がい者就労支援センターでは、就労中の障がい者に対する巡回訪問等就労後を継続して行っているため登録者の離職率は低い。</p> <p>就労定着支援の利用者は増加傾向にあり、就労支援センターの実績と合わせ、就労定着のための支援が求められていることがうかがえる。</p> <p>今後は、就労定着支援の利用者が、職場との関係が安定したか、離職率が低減されたか等、サービスの効果をどのように検証するかが課題である。</p> <p>令和元年度実績 就労定着支援196件、定着支援43件、職場巡回260件。</p>
	7-1-⑤ 障がい者福祉施設による製品等の販路拡大	B	B	<p>・今後も巡回訪問等を継続して実施していただきたい。</p> <p>市役所本庁舎1階にネットラックを設置し、市内障がい者施設の授産製品の展示無人販売の場として活用した。その他、授産製品カタログや市ホームページの掲載を活用し、施設への受注の機会を拡充した。</p> <p>引き続き、授産製品カタログのリニューアルや市ホームページへの掲載を行い、授産製品の公共施設や企業での使用を推進するなど、販路拡大を支援する。</p> <p>・今の販売場所では、一般の人の目に触れることが少ないと思う。</p> <p>・今後もこの取組を継続及び拡大することを願いたい。また、職員及び市民方々へのアナウンスをお願いしたい。</p>
7-2 就労機会の 拡充 P 4 9	7-2-① 公共施設における訓練機会の拡充	B	B	<p>センター登録者の特性や能力、職場適性を図り今後の就労支援に役立てることができる。</p> <p>市役所庁舎内・外で実習を行うことで、市職員が障がい者理解を深めるきっかけとなる。</p> <p>個人情報保護やシステム化の影響により、単純作業が減少し、各課からの実習内容は、開始時と比較すると固定化している。近年は印刷・製本実習の依頼が増加傾向にある。</p> <p>また、実習募集先である事業所によっては、就労意欲が低く、施設での活動を中心に考え、庁舎内・外実習の希望者が少ないことがあり、実習が成立しないこともある。</p> <p>引き続き、訓練機会の拡充に努め、実習による就労意欲の向上を図る。</p> <p>令和元年度実績 依頼所属数16、依頼業務数38、実習者数延べ725。</p> <p>・「職場適性を図り」→「職場適性が分かり」では。</p> <p>・訓練機会の拡充は障がい当事者の自立及び社会参加という側面を持っている。また、就労についての意欲等は個々の障がい状況や長期にわたって置かれてきた環境要因も考えられる。このようなことを考慮したうえで訓練機会を</p>

			<p>提供することは「地域で共に」過ごすことへの大切なモメントともなる。受け入れていくことへの工夫も合理的配慮となり、相互に学び合うこととなる。このような観点で今後も取り組んでいただきたい。</p>
7-2-② 企業に対する障がい者雇用の理解の促進	B	B	<p>就労支援員が就労している障がい者の定着支援で企業に伺った際に、企業実習や新規雇用を依頼している。</p> <p>また、障がい者就労支援センター便りを平成24年度から発行し、企業・学校・就労支援センターなどに、障がい者雇用に関する情報提供や当センター事業の発信を行っている。雇用促進活動としては、広報にいざ9月号に障がい者雇用支援月間の記事を掲載している。引き続き、障がい者就労支援セミナーを開催し、市広報に障がい者雇用への理解啓発記事を掲載し、理解の促進を図る。令和元年度通信発行回数3回、市広報掲載回数1回。</p> <p>・知的障がい者の雇用率は依然低い。その原因を当事者の課題とせず環境調整や合理的配慮によって解決に結び付けるような発想が求められている。今後も障がい者雇用の在り方や方法を検討していただきたい。誰もが納税者となり、多くの市民が市を支える構造をイメージすることがポイントだと思う。</p>
7-2-③ 市職員への障がい者雇用の推進	B	B	<p>平成30年度に引き続き、障がいの区分にとらわれない職員採用試験を実施した。</p> <p>平成29年度から職員採用試験の障がい者対象枠について、障がい者の対象枠を拡大しているが、実際採用となった場合、障がいの程度に応じて本人の能力を発揮してもらえるような勤務上の配慮や業務の割り当てを行い、障がいのある方が働きやすい職場環境の整備を進めていくことが課題である。</p> <p>・障がい区分の削除は評価できる対応であった。しかし、事務職員だけではなく他職種の採用やジョブコーチ制度の導入等の環境整備を進展させていただきたい。</p>

基本方針 8 社会参加の拡大

項目	基本方針 8 社会参加の拡大	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
8-1 余暇活動、 生涯学習活 動の充実 P51	8-1-① 市主催行事への参加・ 参画の促進	B	B	<p>手話通訳者や要約筆記者などの協力体制の下、障がいを抱えた方に企画段階である実行委員会から参加していただいた。福祉フェスティバル当日は、83団体が参加、約9,200名の来場者があり、事業の目的に沿って開催することができた。</p> <p>「福祉フェスティバル」では、新座市商工会の協力を得て会場内スタンプラリーの実施や鉄腕アトムを用いたポスターの作成など新たな試みが行われた。</p> <p>・企画段階からの参加は評価できる取組であった。現在はこのような状況下ではあるが、今後どのような取組が行えるか検討していきたい。</p>
	8-1-② 障がい者スポーツ、レ クリエーションの推進 (重点施策)	B	B	<p>障がい者が、親睦を深めると共にスポーツを楽しむ環境づくりのために毎年10月に市内障がい者施設が集まり、「にいざふれあいピック」を開催しており(令和元年度で16回目)、障がい者福祉課もその支援に当たっている。また、(財)新座市体育協会の協力により、指導者の派遣等も行っている。</p> <p>また、国や県が主催するスポーツ大会への参加者が少ない現状があるため、例年の参加者への案内送付による参加者減少の抑止、問合せがあった市民への案内の送付等で参加者の増加を目指しているが、より一層の周知の検討が課題である。</p> <p>パラリンピック競技体験会では、市のイベントでボッチャやブラインドサッカー体験などを実施し、毎回多くの方に参加いただいた。</p> <p>パラリンピック競技体験型授業については、スポーツ義足体験授業を市内小学校2校、あすチャレ!スクールを市内小学校5校で実施し、障がい者スポーツへの理解促進に努めた。</p> <p>パラリンピック競技の認知度向上が課題であることから、今後も、引き続きパラリンピック競技体験会を実施し、認知度の向上に努める。</p> <p>・障がい者スポーツへの理解も進展してきているが、障がいのあるなしに関わらず共に楽しめる取組を行うことが必要である。学校及び地域行事等ではこのような取組が行われおり、人間関係形成もこのような機会に得られることも多い。</p> <p>・障がい者も健常者と同じようにスポーツができるという体験をすることで得ることがいっぱいあると思えました。今後も是非続けていってほしいと思います。</p>
	8-1-③ 文化・芸術活動の推進	B	B	<p>令和元年度は障がい者を対象とした講座を10講座、障がいの理解を促進するための市民を対象とした講座を6講座実施し、新たな試みとして、精神保健福祉ボランティア講座を開催したが、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数、延べ人数が減少した。</p> <p>また、障がい者の文化・芸術活動振興のため、新座快滴みらい都市市民まつり文化祭を実施。障がいの有無や年代等にかかわらず楽しめる催しものにしていく。令和元年度の参加者数は、11,493人。</p> <p>・今後も継続して取り組んでいきたい。</p>
	8-1-④ 障がい者福祉センター 事業の充実	B	B	<p>令和元年度は、手話講座参加者数847人、点字講座参加者数が152人、要約筆記講座参加者数52人であった。</p> <p>令和元年度は、手話、点字、要約筆記ともおおむね講座を開設し、受講者46人、延べ1,051人が受講した。</p> <p>また、手話講座では、受講生が多く聴覚障がい者に関わるため、初級講座を「入門講座」と「基礎講座」に分けて開催することが、望ましい。</p> <p>・新たなコミュニケーションツール等も活用した取組を実施していただきたい。</p>
	8-1-⑤ 図書館における障がい 者に配慮したサービスの 拡充	B	B	<p>点字、大活字本、LLブックなど多様な資料の収集を行った。また、ボランティアの協力により、図書館だよりの点訳や新着図書の音訳、対面朗読を実施。図書の宅配サービスについては、高齢者や障がい者のため、職員が宅配を行った。朗読講習会や点訳講習会を開催し、ボランティアの技術の向上を図った。</p> <p>読書バリアフリー法が成立し、図書館の果たす役割は更に重要となるため、資料の収集、ボランティアの育成等も引き続き実施する。</p> <p>令和元年度は、点字図書を5冊に増冊した。</p> <p>・ボランティアの育成では市内大学とのコラボレーションを行い、ボランティアの確保や地域活動との連携を進展させたい。</p>
	8-1-⑥ 公民館活動への支援	B	B	<p>障がい者と有意義に活動する事業は、とりわけ人気があり、リピーターも多く盛況に開催することができている。特に、事業を企画・立案する準備委員会の活動も精力的で繊細な気配りも怠ることなく実施されている。</p> <p>今後は、障がい者と健常者とのふれあいを重視し、助け合いができる思いやりのある企画立案を推進していく。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、会の例会をなかなか開催できず、また、会員も自粛を心掛けているため、令和2年度は、活動ができませんでした。しかし、オンライン上では、パソコンの画面上に集まったの交流がありました。本拠地の野火止公民館の2階講義室にもWi-Fiが使えると、大変ありがたいと感じています。 ・公民館のコーディネート機能を今後も発揮していただきたい。 	
	8-1-⑦ 生涯学習の推進	B	B	<p>令和元年度は、第3次新座市生涯学習推進計画の中間見直しに掲げた各課の事業の実施状況について報告し、意見等を聴取した。次期計画については、文化・スポーツ分野の計画と統合する方向で検討を進める旨説明を行った。今後においても、第4次基本構想の将来都市像として掲げる「連帯と協働で築く 雑木林とせせらぎのある 快適創造都市にいざ」の実現に向け、障がいの有無に関わらず、幅広い世代の市民が、生涯にわたって、その成果を地域に還元することができるよう、生涯学習関連施策を総合的かつ計画的に推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この項目はテーマが大きいので具体性が見えにくく「障がいの有無に関わらず」ということがどのように反映されるのかが分かりにくい。
8-2 移動手段の確保 P52	8-2-① 移動に関する支援の充実 (新規) (重点施策)	B	B	<p>事業登録団体数は74団体あり、利用者の社会参加等の移動手段として、一定の成果があげられた。今後の課題として、移動支援事業の提供に当たり、適正な事業登録団体数についての検討が必要である。また、各団体におけるサービス提供体制についても調査を行う必要がある。</p> <p>生活サポート事業や同行援護サービス、全身性障がい者介護人派遣事業等の類似サービスがあることから、整合性を図りながら、適正なサービス提供を行っていく必要がある。令和元年度の実利用者数169人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所に通所している人も親が高齢になり、送迎のことは、大きい問題です。制度の見直しや事業所の取組等を考えるときです。 ・移動支援の内容や目的等を確認し、適切な運用を行うことが大切と考える。
	8-2-② 社会参加を支える各種助成・補助事業の充実	B	B	<p>令和元年度の福祉タクシー券については、交付枚数の約58.7%が実際に利用されており、自動車燃料、鉄道・バスについては前年を上回る件数の申請があり、障がい者の社会参加のための有効な支援が行われている。タクシー券、自動車燃料及び鉄道・バスについて、交付枚数及び助成金額の検討を行う予定である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も充実させていきたい。 ・福祉タクシー券については、予算を増やし、もっと多く発行しても良いのではと思います。
	8-2-③ 福祉有償運送の充実	B	B	<p>既存の登録事業者が円滑に事業を実施した。現在の9事業者が適正に登録更新し、事業の継続ができるよう引き続き支援する。新規開所の相談があった場合には、適切に事業開始できるように支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も適切な支援を願いたい。
8-3 コミュニケーション手段の充実 P53	8-3-① 意思疎通支援事業の推進 (重点施策)	B	B	<p>平成23年10月1日に市庁舎の手話通訳者派遣センターを設置し、市が派遣事業の窓口となっている。年間300件超の手話通訳者派遣申請に対し、利用者のニーズに添えている。利用者の拡大及び派遣事業の担い手となる登録手話通訳者の確保が課題である。令和元年度実績は、申請307件、派遣人数328人。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も事業の充実を願いたい。 ・市内の病院に24時間対応できる手話通訳者を入れてほしい。(日本語の読み書きができない高齢者のろう者が増えているため。) ・市内の大学にも、「手話とは何?」講演を開いてもらい、知った上で手話を学んでほしい。手話は、日本手話と日本語対応手話がある。それを知らないで学ぶ人が多い。 ・新座市では未制定となっている手話言語条例を市ともに進めたい。
	8-3-② 行政情報の点字化及び音声化の推進	B	B	<p>ボランティア団体から提供されている、市広報を音声化したものを障がい者福祉課窓口を設置している。また、日常生活用具事業として、点字器や視覚障がい者ポータブルレコーダー等の給付を行っている。障がい者福祉の手引に事業の掲載をし、周知を継続的に行い、必要な用具の給付を行っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者は障がい者のみならず高齢者等も必要な場合があるので、利用に関する案内を適切に行っていただきたい。
	8-3-③ 市役所等公的機関の窓口対応における配慮	C	B	<p>手話通訳者1名の欠員が補充できていないものの、聴覚障がい者の手続支援に貢献している。(窓口対応手話453件、要約筆記6件)。</p> <p>課題としては、配置されている手話通訳者は、派遣事業も担当しているため、登録手話通訳者が手配できない場合に、派遣場所へ赴き手話通訳活動を行うことがある。その際、市役所内窓口では、手話通訳対応ができる者がいないという状況が発生している。</p> <p>安定した手話通訳サービスの提供のため、引き続き手話通訳者の欠員補充に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなコミュニケーションツールも利用しながら様々なニーズに応じた対応を進めていただきたい。
8-4 地域との関わりを持てる多様な拠点づくりの推進 P53	8-4-① 地域拠点(フリースペース)の利用支援	B	C	<p>市内6地区の地域福祉圏域の中で、地域福祉計画による地域福祉推進協議会が設立されている地域では、「しゃべりの場活動」など、地域のつながりの中で相談できる体制が整備されつつあり、身近な地域で様々な市民が集い交流できるフリースペースとして活用できるかの検討が行われている。</p> <p>また、生活支援コーディネーター(7名)を配置し、地域の支えあいの仕組みづくりを構築するために協議する場(協議体)を市全域(第1層)及び地域福祉圏域(第2層)6圏域すべてで設立し、地域の話し合いの一環になっている。</p>

			<p>・地域福祉計画の中で話し合ってきたことが、つながりの中で整備されつつあるときに、協議体なるものを作る必要があるのか。地域の人にも理解に苦しむと思います。</p> <p>・地域福祉推進協議会と圏域生活支援体制整備事業協議体の役割及び連携について明確にしていくことが必要と考える。また、具体的な取組内容を協議しながら地域福祉に寄与する内容を策定することが求められている。</p>
	<p>8-4-② 市内各地域における障がい者施設の計画的整備</p>	<p>B</p>	<p>B</p> <p>障がい者福祉施設については、住みなれた地域で暮らせるグループホーム、また、特別支援学校等を卒業した障がい者の日中活動の場となる通所施設（生活介護事業所及び就労継続支援B型事業所）が不足している。</p> <p>市内のほとんどの事業所が定員に達しているため、今後も特別支援学校の卒業生等、増加が見込まれる利用者に対し、サービス基盤の整備は急務となっている。</p> <p>さらに、身近な地域での支援が受けられるよう、地域バランスへの配慮も必要である。このため、今後、市内法人等と協力しながら、施設整備を促進する。</p> <p>また、障がいの種別にかかわらず利用できる施設や地域の拠点については、今後検討する。</p> <p>・施設整備の促進に向けて、どのような話し合いがなされていますか。</p> <p>・住み慣れた地域で生活することが障がい当事者にとって大切なことである。これを基本としたとき、サービス基盤の整備は急務であり具体的内容の策定も同様である。また、事業所においてもどのようなサービスが提供できるのかが大きな課題である。</p>

基本方針 9 計画推進基盤の整備

項目	基本方針 9 計画推進基盤の整備	評価	方針	令和元年度の主な進捗状況と評価、課題など
				評価に対する施策委員会委員からの意見
9-1 推進・チェック体制の確保 P55	9-1-① 計画の評価・検証	C	B	<p>「障がい者施策委員会」では、第5次新座市障がい者基本計画の進捗状況の確認を行った。また、委員会は2回実施したが、内1回は新型コロナウイルスの影響により文書による会議となった。</p> <p>・十分な協議を行えなかったことが残念であった。また、市の施策に関する重要な内容を含むので更に時間をかけて検討したい案件も多かった。また、差別解消法に基づく協議に関しては相談件数も少なく十分機能したとは言えない状況であった。今後、更に検討したい点である。</p>
	9-1-② 当事者や関係者の実態やニーズの把握	B	B	<p>令和2年度は第6期新座市障がい者福祉計画の策定年であり、計画策定の際には障がい者の実態とニーズを把握するため、アンケート調査を実施することとしているため、市内の障がい者手帳所持者全員を対象にアンケートを実施した。結果について冊子にして公表し、計画策定の参考とした。</p> <p>新座市障がい者施策委員会では、第5次新座市障がい者基本計画の進捗状況の確認を行った。</p> <p>・アンケートは様々な市民の意見が反映されていて概要把握に役立った。しかし、アンケート結果の分析と考察が十分ではなかったのが残念である。</p>
9-2 連携の推進 P55	9-2-① 全庁的な施策の推進	B	B	<p>計画の進捗状況について、毎年各所管課による評価を行う。また、新座市障がい者施策委員会で計画や施策の進捗状況のチェック等を行っていく。</p> <p>・全庁的な施策推進は重要であるが、丁寧な評価を行っていただきたい。</p>
	9-2-② 市民との協働	B	B	<p>民生委員・児童委員には、施策委員会や地域自立支援委員会の委員として協力を得ており、町内会には、地域防災計画における、避難行動要支援者（希望者）の情報を配布し、災害時の支援について協力を依頼しているが、令和元年度は、10月に情報の配布を行い、協力を依頼した。</p> <p>・地域社会の人間関係づくりに重点を置いた取組を今後も進めていただきたい。</p>
	9-2-③ 関係機関との連携	B	B	<p>障がい者施策委員会の委員には、市内学校長、朝霞保健所、朝霞公共職業安定所の職員も含まれており、委員会で、専門的な立場から相談・支援についての意見をいただいた。</p> <p>また、障がい当事者や障がい施設関係者等が含まれており、有効な協議ができている。</p> <p>また、実際の障がい者支援において、児童相談所、警察、消防署等との連携も行われている。</p> <p>今後も関係機関との連携を強化し、ネットワークづくりを行っていく。</p> <p>・記述された市内小学校、朝霞保健所、朝霞公共職業安定所の職員については協議の場で、意見を伺わなかったと記憶している。書面でのご意見かと思うがシェアできるよう配慮していただきたい。今後も多職種連携は多くの場面で必要となるので検討を願いたい。</p>
	9-2-④ 近隣市との連携	B	B	<p>計画において推進することとされている、地域生活支援拠点の整備や医療的ケア児のための協議の場の設置の進捗状況等の確認を行った。</p> <p>地域生活支援拠点の整備や医療的ケア児のための協議の場については、実施に当たり他の自治体も課題を抱えているため、今後も情報を共有し、連携を深めていくことが必要である。</p> <p>・近隣市との連携は今後も重要である。また、国立特別支援教育総合研究所でも医療的ケア児の情報提供を行っているので様々な情報を入手して検討していただきたい。</p>
	9-2-⑤ 国・県との連携	B	B	<p>毎年、国や県の予算等に対する要望を行っている。</p> <p>令和元年度は、令和2年度の埼玉県予算等に対し、要求を行った。</p> <p>埼玉県令和2年度予算等に対する要望</p> <p>障がい者福祉施策における県単独補助事業の継続及び拡充を要望し、精神障がい者通院医療費助成事業、重度心身障害者福祉手当支給事業、及び障がい児（者）生活サポート事業について要望を行った。</p> <p>また、市単独実施事業である難病患者見舞金を埼玉県の補助事業とすること等について要望を行った。</p> <p>・今後も必要な予算要求を適切に行っていただきたい。また、市独自の施策についても市民が必要としている現状から進めていただきたい。</p>

【その他の意見】

- ・日常生活用具の全面的な見直しを望む。
- ・多文化共生社会とサステナビリティが日本でも世界でもキーワードとなっています。このことが、COVID-19 感染拡大の中で問われていると思います。新座市が目指す「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共に暮らし、共に創る地域社会の実現」は、これらのキーワードと重なります。そのためには、「ちがいを認め合う文化」が必要だと考えます。みな違うことに気づいた時に相互を尊重する機会が訪れます。障害者権利条約で示された「合理的配慮」や国際生活機能分類で示された「環境要因」についての考え方にも繋がります。

具体的な施策の基本には多様な人々が幸せに生きたいという思いへの理解が必要です。このことが継続的な取組に繋がるのではないかと考えます。

今後、地域福祉が進展することを行政と民間が協働して行うことが更に求められていると思います。
- ・市内に就労支援事業所が、6か所あるとわかり、正直驚きました。
- ・民生委員は、担当地域の困っている方、支援を必要としている方に寄り添い、状況により、プロの方につなげるパイプの役割を果たすと言われてきました。障がいをお持ちの方が、どのような困りごとがあり、どう改善していくのがベストなのか、行政には、どのようなサービスがあるのか、これは、経験と学びが必要です。
- ・最近様々な災害が多くある中、防災面の課題は一つ一つ早急に取り組むことが重要だと思います。
- ・コロナ禍の中、災害が起きたとき、避難所に足を運ぶのは大変です。3日から一週間まで自宅で過ごせるようにする工夫を伝えていければと思います。LINEの新座公式アカウント等の周知もできると良いですね。
- ・令和3年3月に令和元年度の進捗状況と評価というのは、少し遅い感じがします。
- ・市が、緊急事態宣言が出されましたが、障がい者福祉や児童福祉のサービスが低下することに、不安を感じます。見込み違いで実際には税収は落ちていないなども聞かれますが、本当はどうなのでしょう。コロナで、様々な不安がある中、サービスの低下はとてもダメージが大きいと思います。安心できる情報の提供をお願いします。
- ・短期入所について、実際に利用できる施設があまりにも少なく、現実的に支援には結び付かない。
- ・介護保険施設のように選択肢がない中で、施設入所の計画作成の意義が見出しにくい。また、施設の個別支援計画とサービス等利用計画の区別がしにくい。